

金沢大学学術データ管理基盤システム（ARCADE2）利用に関する要項

学術メディア創成センター

（目的）

第1条 この要項は、学術メディア創成センター（以下「本センター」という）が、金沢大学（以下「本学」という）に在籍する研究者等のために運営する学術データ管理基盤サービス、金沢大学学術データ管理基盤システム（ARCADE2）（以下「ARCADE2」という）の利用環境を提供するにあたって、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要項において「学術データ」及び「研究者等」の定義は、金沢大学学術データマネジメントポリシー（以下「学術データマネジメントポリシー」という）の第1章・第2条の(2)及び(16)に準ずる。

（本センターの役割）

第3条 本センターは、研究者等が作成又は取得した学術データを、学術データマネジメントポリシーに基づいて適切に運用することを支援するため、ARCADE2の利用に必要な環境を整備するものとする。

（委員会）

第4条 ARCADE2の利用に関して必要な事項は、本センターのRDM構築WGで審議する。

（利用）

第5条 ARCADE2の利用申請は、研究基盤統括本部が運用するオープンサイエンスシステム（以下、「OSS」という）から行うものとする。

2 利用申請が許可された研究者等は、自らが保有する学術データを、自らの責任において、ARCADE2に登録及び削除することができる。

3 本センターは、研究者等が前項に掲げる利用を行うにあたって、必要な支援を行う。

（共有）

第6条 研究者等は、登録した学術データを、研究上必要かつ法令及び契約等に反しない範囲で、他の研究者と共有することができる。

（容量）

第7条 研究者等が登録できる学術データ等の容量の上限は、別に定める。

（遵守事項）

第8条 研究者等は、以下の各号を遵守しなければならない。

- (1) 専ら営利を目的とした利用を行わないこと。
- (2) 著作権等の第三者の権利を侵害するおそれのある行為をしないこと。
- (3) プライバシーを侵害しないこと。
- (4) ウィルス等を含む有害なコンテンツ等を登録等しないこと。
- (5) その他委員会の定める事項

(利用情報及び個人情報の取り扱い)

第9条 本センターは、ARCADE2の運営等に伴い取得し保有するARCADE2利用情報について、運用又は研究目的で利用、修正又はその他のデータ操作等を行うことができる。

2 本センターは、前項により得られた情報について、ARCADE2向上及び自らの研究目的のため、統計情報として、開示・公表等ができる。

3 本センターは、ARCADE2の運営等に伴い取得した特定の個人を識別することができる情報（以下「個人情報」という。）を適正に管理し、不正利用及び漏洩等の防止対策を講じるものとする。

4 本センターは、ARCADE2の運営等に必要範囲で個人情報を利用することができるものとする。

5 研究者は、ARCADE2の利用において、国立情報学研究所（以下「NII」という）が運営する研究データ管理基盤サービス（以下「GakuNin RDM」という）が提供する機能を利用する場合、NII研究データ管理基盤サービス利用規程第12条及び同第14条に基づき、NIIが利用情報及び個人情報を利用することについて、同意するものとする。

(免責)

第10条 本センターは、以下の各号により、研究者等に生じた損害について、賠償の責任を負わないものとする。

(1) サーバに登録等されたコンテンツ等の破損や喪失

(2) ARCADE2で提供するソフトウェア又はOS等のバージョンアップに起因するコンテンツ等の動作等への影響

(3) システムメンテナンスやセキュリティインシデント、その他の運用上の理由によるARCADE2提供の停止

(4) ARCADE2の提供の終了

2 本センターは、ARCADE2を通じて研究者等と第三者との間に生じた紛争について、一切の責を負わないものとする。

(事務)

第11条 ARCADE2の利用に係る問い合わせは、本センター情報システム管理室が担当する。

(雑則)

第12条 本要項に定めるもののほか、本要項の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、2025年4月1日から施行する。